

登録手続き等必要書類一覧表（法人タクシー）

番号	種別（申請等）	提出書類	手数料	備 考
1	初めて登録するとき （新規登録）	(1)登録申請書（第二号様式） (2)運転者証交付申請書（第九号様式） (3)運転免許証 (4)写真1枚 (5)雇用条件及び雇用契約証明書 (6)講習修了証の写し (7)住民票又は外国人登録証明書の写し（コピー不可）	6,600円 （運転者証交付申請を含む）	・住民票、外国人登録証明書は交付後6ヶ月以内のもの ・写真は6ヶ月以内に撮影したもの（縦6センチ、横4cmで無背景、無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のもの） <b>※郵送による申請を行う場合、郵便切手460円を貼付した返信用封筒を同封（簡易書留料350円含む）</b>
2	登録取消処分後に再び登録するとき（新規登録）	(1)登録申請書（第二号様式） (2)運転者証交付申請書（第九号様式） (3)運転免許証 (4)写真1枚 (5)雇用条件及び雇用契約証明書 (6)講習修了証の写し (7)住民票又は外国人登録証明書の写し（コピー不可）	6,600円 （運転者証交付申請を含む）	・住民票、外国人登録証明書は交付後6ヶ月以内のもの ・写真は6ヶ月以内に撮影したもの（縦6センチ、横4cmで無背景、無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のもの） <b>※前の事業者から運転者証が返納されていることが必要。</b>
3	運転免許の停止（40日以上）及び運転免許の失効により登録が消除され再び登録するとき（新規登録）	(1)登録申請書（第二号様式） (2)運転者証交付申請書（第九号様式） (3)運転免許証 (4)写真1枚 (5)雇用条件及び雇用契約証明書 (6)講習修了証の写し (7)住民票又は外国人登録証明書の写し（コピー不可）	6,600円 （運転者証交付申請を含む）	・住民票、外国人登録証明書は交付後6ヶ月以内のもの ・写真は6ヶ月以内に撮影したもの（縦6センチ、横4cmで無背景、無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のもの） <b>※6の手続きが修了していない場合は、登録はできません。</b>

4	運転免許を更新したとき (登録事項の変更届)	(1)登録事項変更届書 (第四号様式) (2)運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式) (3)運転免許証 (更新した運転免許証) (4)写真1枚 (5)運転者証 ※郵送の場合は、 <b>(1)～(4)、運転者証の写し、宣誓書(様式13)</b>	2, 200円	・写真は6ヶ月以内に撮影したもの (縦6センチ、横4cmで無背景、 無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のも) <b>※郵送による申請を行う場合、郵便切手460円を貼付した返信用封筒を同封(簡易書留料350円含む)</b>	
5	事業者が変わったとき (登録事項の変更)	(1)登録事項変更届書 (第四号様式) (2)運転者証交付申請書 (第九号様式) (3)運転免許証 (4)写真1枚 (5)雇用条件及び雇用契約証明書	3, 300円	・写真は6ヶ月以内に撮影したもの (縦6センチ、横4cmで無背景、 無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のも) <b>※前の事業者から運転者証が返納されていることが必要。</b> <b>※郵送による申請を行う場合、郵便切手460円を貼付した返信用封筒を同封(簡易書留料350円含む)</b>	
6	運転免許の失効 又は停止処分を受けたとき ※再登録時は3 を参照	①全ての場合	(1)登録事項変更届書 (第四号様式) (2)運転免許停止に係るものは処分通知書またはその写し	無料	・運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で届出が7日以上遅れた場合は、 <b>本人</b> の届出遅れの理由書
		②失効及び40日以上 の免許停の場合①に加えて必要	(1)運転者証返納届出書 (様式10) (2)運転者証	無料	・運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で運転者証の返納が7日以上遅れた場合は、 <b>会社</b> の返納遅れの理由書

7	運転者証を紛失したとき (再交付)	(1)運転者証訂正・再交付申請書(第十号様式) (2)運転免許証 (3)写真1枚 (4)てん末書	3,300円	・写真は6ヶ月以内に撮影したもの (縦6センチ、横4cmで無背景、 無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のも の) ※郵送による申請を行う場合、郵便切 手460円を貼付した返信用封筒を同 封(簡易書留料350円含む)
8	住所が変わったとき (登録事項の変更)	(1)登録事項変更届出書(第四号様式) (2)運転免許証(住所変更をしたもの) (3)住民票・外国人登録証明書の写し(コピー不可)	無料	・住民票、外国人登録証明書は交付後 6ヶ月以内のもの
9	氏名が変わったとき (登録事項の変更)	(1)登録事項変更届出書(第四号様式) (2)運転者証訂正・再交付申請書(第十号様式) (3)運転免許証(氏名変更をしたもの) (4)写真1枚 (5)住民票または戸籍抄本、外国人登録証明書 (6)運転者証 ※郵送の場合は、 (1)~(5)、運転者証の写し、宣誓書(様式13)	2,200円	・住民票・戸籍抄本、外国人登録証明 書は交付後6ヶ月以内のもの ・写真は6ヶ月以内に撮影したもの (縦6センチ、横4cmで無背景、 無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のも の) ※郵送による申請を行う場合、郵便切 手460円を貼付した返信用封筒を 同封(簡易書留料350円含む)
10	運転者証を破ったり汚損したと き(再交付)	(1)運転者証訂正・再交付申請書(第十号様式) (2)運転免許証 (3)写真1枚 (4)運転者証 ※郵送の場合は、 (1)~(3)、運転者証の写し、宣誓書(様式13)	3,300円	・写真は6ヶ月以内に撮影したもの (縦6センチ、横4cmで無背景、 無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のも の) ※郵送による申請を行う場合、郵便切 手460円を貼付した返信用封筒を 同封(簡易書留料350円含む)

11	運転免許の種類 や番号が変わったとき	有効期間が変わったとき	(1) 登録事項変更届出書 (第四号様式) (2) 運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式) (3) 運転免許証 (4) 写真1枚 (5) 運転者証 ※郵送の場合は、(1)~(4)、運転者証の写し、宣誓書(様式13)	2,200円	・写真は6ヶ月以内に撮影したもの (縦6センチ、横4cmで無背景、 無帽、正面、顔の大きさ3センチ以上のも) ※郵送による申請を行う場合は、 備考欄の4.を参照ください。
		有効期間が変わらないとき	(1) 登録事項変更届出書 (第四号様式) (2) 運転免許証	無料	
12	事業者の名称が変わったとき (登録事項の変更)	(1) 登録事項変更届出書 (第四号様式) (2) 運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式) (3) 写真1枚 (4) 運転者証 (5) 登記簿謄本または抄本	2,200円	・運転者証訂正一括申請書(様式第9) による申請も可 ※郵送による申請を行う場合、郵便切 手460円を貼付した返信用封筒を 同封(簡易書留料350円含む)	
13	事業者の住所が変わったとき (登録事項の変更)	(1) 登録事項の変更届出書 (第四号様式) (2) 登記簿謄本または抄本	無料	・運転者証訂正一括申請書(様式第9) による申請も可	
14	原簿謄本の請求及び閲覧	(1) 謄本交付・閲覧申請書 (第七号様式) (2) 運転免許証 (運転者の申請の場合)	1,100円	・申請者は登録運転者及び事業者 ・登録運転者は自分の登録原簿のみ ※郵送による申請を行う場合、郵便切 手460円を貼付した返信用封筒を同 封(簡易書留料350円含む)	
15	登録運転者業務経歴証明書の交 付	(1) 登録運転者業務経歴証明書交付申請書(第十号様式 の二) (2) 運転免許証	1,100円	・交付申請は登録運転者本人で自分の 証明書のみ(代理申請不可) ※郵送による申請を行う場合、郵便切 手460円を貼付した返信用封筒を 同封(簡易書留料350円含む)	
16	運転者証の返納	(1) 運転者証返納届出書 (様式10) (2) 運転者証	無料	・郵送による返納可	

**【備考欄】**

1. 事業者は運転者が、退職または行政処分（運転免許の40日以上停止及び失効を含む）等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届けとともに、直ちに（7日以内）返納しなければなりません。
2. 登録運転者は、単位地域以外（富山県以外）でタクシー運転者として乗務する場合、運転者本人が登録の消除の申請をしなければ、単位地域以外で登録を受けることができません（反対の場合も同じ。）。
3. 運転者は、運転免許の有効期限を更新したとき、免許の種類、番号、住所、氏名等登録事項に変更があったときは、7日以内に変更の手続きを行わなければなりません。合わせて、運転者証の記載事項に変更が伴う場合、事業者は運転者証の訂正申請が必要となります。
4. 申請手続きを郵送で行う場合、  
・運転者証の写し  
・宣誓書  
・運転者証返信用封筒（簡易書留料 350 円を含む**460円分**の切手貼付）を添付して下さい。